

地方就職支援金申請の手引き

2025 年度版

田原市
商工課

目 次

	頁
1 地方就職支援金とは	3
2 支給対象	3
3 支援金の支給額	6
4 申請書類	9
5 交付の条件	9
6 支援金の返還	10
7 申請の期限	11
8 支援金支給後の確認	12
9 問合せ先・申請書の提出先、提出方法	12

1 地方就職支援金とは

地方就職支援金とは、東京圏内に居住し、かつ本部が東京都内にある大学の東京圏内のキャンパスに在学する学部生で、卒業後、田原市へ移住し、愛知県内を勤務地とする企業に就職する方が、地方で行う就職活動に要する交通費や、移住することに要する移転費に対し、国・愛知県・田原市が共同で支援金を支給する制度です。

本制度は、次の「2 支給対象」を満たす方が対象となります。

2 支給対象

次の（１）、（２）及び（３）の全てを満たす方

移住等に関する要件

（１）移住元に関する要件

次のア、イの全てに該当すること。

ア 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏^{※1}内（条件不利地域^{※2}を除く）のキャンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。（ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。）

＜本支援金の対象者＞

区 分	対象可否
大学生（四年生大学） （飛び級により４年未満で卒業する場合を含む）	○
大学院生	○
短大生	×
高専生	×

※１「東京圏」とは、以下のとおりです。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※２「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

- イ 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

⇒ 住民票が東京圏外の地域（または東京圏のうち条件不利地域）にある学生であっても、東京圏内での居住実態が確認できれば要件を満たします。

（２）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 田原市に移住したこと。（ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、愛知県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。）
- イ 支援金の申請時において、大学等の卒業・修了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。（ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前１年以内であること。）
- ウ 田原市への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日）から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

（３）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 愛知県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 15 日愛知県条例第 34 号。以下「条例」という。）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ その他愛知県又は田原市が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- エ 移住に係る経費（移転費）については、移住支援金の支給を受けた者ではないこと。

注意

申請者が地方就職支援金と移住支援金※の支給要件を満たす場合であっても、両方を受給することはできません。（どちらか一方のみとなります。）

※移住支援金

東京 23 区の在住・在勤者で、東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域に移住して就業又は起業した者等に対して給付する支援金。住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと等を要件としている。

就業（就業先）に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- （１）勤務地（就業場所）が愛知県内に所在すること。
- （２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- （３）条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人等でないこと。
- （４）官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- （５）【交通費】就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- （６）週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- （７）当該地域への勤務地限定型社員※としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

※勤務地限定型社員とは就業地（就業場所）を田原市からの通勤が可能な地域に限定した採用に基づく社員のことです。

3 支援金の支給額

支援金の額は次のとおりです。

※交通費のみ、移転費のみ、交通費・移転費同時のいずれも申請可能です。

(1) 交通費

当該企業の就職活動等に係る交通費を対象として支給。

基準額	支給額
①実際に要した交通費の総額が 24,000円以上の場合	12,000円（定額）
②実際に要した交通費の総額が 24,000円に満たない場合	要した交通費の総額の1/2以内 （千円未満切捨て）

(2) 移転費

都内に本部がある大学等の卒業後、田原市への移住に係る移転費を対象として支給。

基準額	支給額
①実際に要した移転費の総額が 81,500円以上の場合	81,500円（定額）
②実際に要した移転費の総額が 81,500円に満たない場合	要した移転費の総額 （千円未満切捨て）

<支援金の対象となる経費>

① 交通費

- ・就職活動※（採用面接又は試験等）に係る往復交通費の1/2以内の経費
※当該企業以外の選考に係る経費は対象外です。
- ・就業（内定）先企業が発行した就職活動の日時、場所等がわかる案内（通知文、メール等）及び移動したことがわかる領収書（移動した日付、区間、金額がわかるもの）等により、要した交通費が確認できる経費※
※自家用車を使用した場合や徒歩・自転車等、交通費が発生していない場合は支給対象外となります。

② 移転費

- ・田原市内への移住に係る移転費の経費
- ・引越業者が発行した移転日、移転に係る費用等がわかる資料（領収書）等により、要した移転費が確認できる経費

注意①

申請者が地方就職支援金と移住支援金^{*}の支給要件を満たす場合であっても、両方を受給することはできません。（どちらか一方のみとなります。）

※移住支援金

東京 23 区の在住・在勤者で、東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域に移住して就業又は起業した者等に対して給付する支援金。住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと等を要件としている。

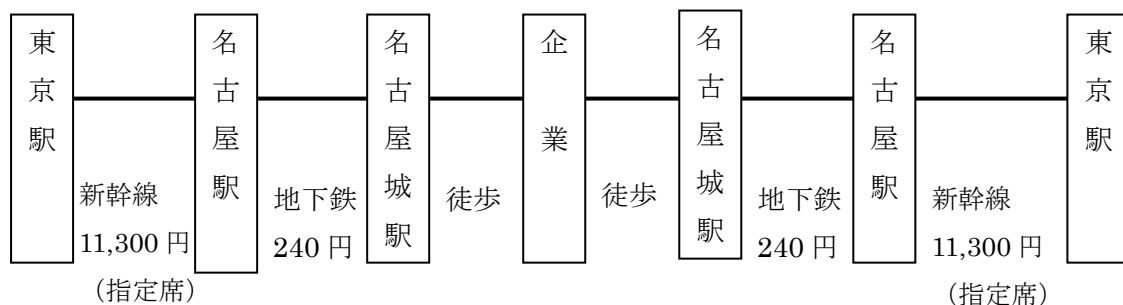
注意②

移転費について、以下の経費は支給対象外となります。

- ・ 個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の追加費用
- ・ 自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用
- ・ 荷造、荷解にかかる追加費用（いわゆるお任せパック等を利用したことによる追加費用であり、追加の作業員に係る補助車両費を含む。）
- ・ 工事、設置等に係る追加費用
- ・ 家具、家電等の購入費及びレンタル料
- ・ 修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む。）
- ・ 家電リサイクル費用
- ・ 不用品、不要品、粗大ごみ回収費用
- ・ 荷物を一時保管する場合の追加費用
- ・ 敷金、礼金、仲介手数料等
- ・ 物件の下見にかかる費用
- ・ 友人等の手伝い者の謝礼及び食事代

<支給額の具体例【交通費】>

【パターン 1】東京駅から名古屋市中区三の丸で面接を行う企業に新幹線と地下鉄を使い、移動した場合



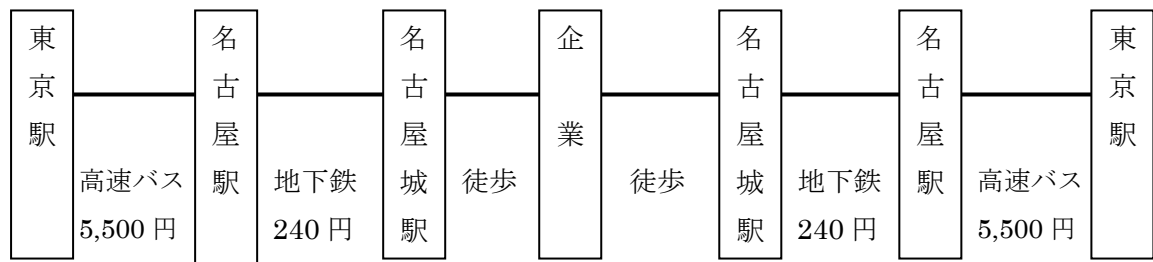
交通費総額

$(11,300 \text{ 円 (新幹線)} + 240 \text{ 円 (地下鉄)}) \times 2 \text{ (往復)} = 23,080 \text{ 円}$

支援金支給額

$23,080 \text{ 円} \times 1/2 = 11,540 \text{ 円} \Rightarrow \underline{11,000 \text{ 円}}$ (千円未満切捨て)

【パターン2】東京駅から名古屋市中区三の丸で面接を行う企業に高速バスと地下鉄を使い、移動した場合



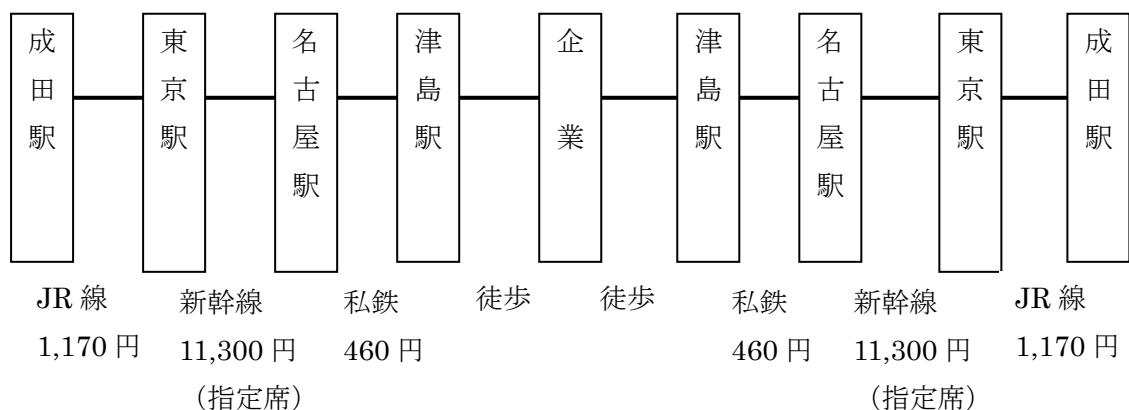
交通費総額

$(5,500 \text{ 円 (高速バス)} + 240 \text{ 円 (地下鉄)}) \times 2 \text{ (往復)} = 11,480 \text{ 円}$

支援金支給額

$11,480 \text{ 円} \times 1/2 = 5,740 \text{ 円} \Rightarrow \underline{5,000 \text{ 円}}$ (千円未満切捨て)

【パターン3】成田駅（千葉県）から津島市で面接を行う企業に新幹線、JR線及び私鉄を使い、移動した場合



交通費総額

$(1,170 \text{ 円 (JR)} + 11,300 \text{ 円 (新幹線)} + 460 \text{ 円 (私鉄)}) \times 2 \text{ (往復)} = 25,860 \text{ 円}$

支援金支給額

$25,860 \text{ 円} \times 1/2 = 12,930 \text{ 円} \Rightarrow \underline{12,000 \text{ 円}}$ (定額)

【パターン4】上記パターン3のうち、JR線及び私鉄の交通費に係る領収書を紛失している場合

成 田 駅		東 京 駅		名 古 屋 駅		津 島 駅		企 業		津 島 駅		名 古 屋 駅		東 京 駅		成 田 駅
JR線		新幹線		私鉄		徒歩		徒歩		私鉄		新幹線		JR線		
1,170円		11,300円		460円						460円		11,300円		1,170円		
(紛失)		(指定席)		(紛失)						(紛失)		(指定席)		(紛失)		

交通費総額

11,300円（新幹線）× 2（往復）＝ 22,600円※

※領収書を紛失した区間は地方就職支援金の支給対象外となります。

支援金支給額

22,600円 × 1 / 2 ＝ 11,300円 ⇒ 11,000円（千円未満切捨て）

4 申請書類

支援金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

- ☐ 田原市地方就職支援金支給申請書（様式第13号）
 - ☐ 田原市地方就職支援金の支給申請に関する誓約事項（様式第13号別紙1）
 - ☐ 就業・内定証明書（様式第14号）
 - ☐ 田原市地方就職支援金請求書（様式第16号）
 - ☐ 写真付き身分証明書の写し
 - 〔例：運転免許証、個人番号カード、パスポート 等〕
 - ☐ 東京圏内に居住していることがわかる書類
 - 〔例：住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書 等〕
 - ☐ 【在学中に交通費を申請する場合】在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）
 - ☐ 【大学等を卒業・修了後に申請する場合】卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの）
 - ☐ 【交通費の場合】支援金の対象となる就業・内定先企業の選考内容（開催日時、場所）等が記載された案内（文書、メール 等）
 - ☐ 【交通費の場合】就業・内定先企業の選考に係る交通費の領収書※（移動した日付、区間、金額がわかるもの）等
- ※対象となる就職活動（採用面接又は試験等）の前後1日の日付の領収書が対象となります。
- （この期間外の領収書については、その理由をお尋ねすることがあります。）
- ※交通系ICカードの利用や新幹線ネット予約等により、領収書が発行されない場合は、移動した日付、区間、金額がわかる利用明細等を領収書の代わりとすることができます。
- ☐ 【移転費の場合】引越業者の発行する移転に要した費用の領収書等

5 交付の条件

- （1） 転入日、就業開始日又は支援金の申請日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は支援金の申請日）のいずれか遅い日から5年以内に住所の変更があった場合、または就業日から1年以内に就業先（勤務地）の変更

があった場合は、速やかに田原市に報告してその指示を受けること。

- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、愛知県及び田原市から求められた場合には、それに応じること。

6 支援金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、支援金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして田原市長が認めた場合は対象外となる場合があります）。

(1) 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請その他の不正な行為等により地方就職支援金の支給決定を受けたことが明らかになった場合
- (イ) 地方就職支援金の申請日から1年以内に、要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合
- (ウ) 地方就職支援金の申請日から1年以内に、田原市に転入しなかった場合
- (エ) 転入日、就業開始日又は支援金の申請日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は支援金の申請日）のいずれか遅い日から3年未満に田原市から転出した場合
- (オ) 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職から3カ月以内に支援金支給の要件を満たす愛知県内の別の企業に就業する場合は除く）

(2) 半額の返還

転入日、就業開始日又は支援金の申請日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は支援金の申請日）のいずれか遅い日から3年以上5年以内に田原市から転出した場合

7 申請の期限

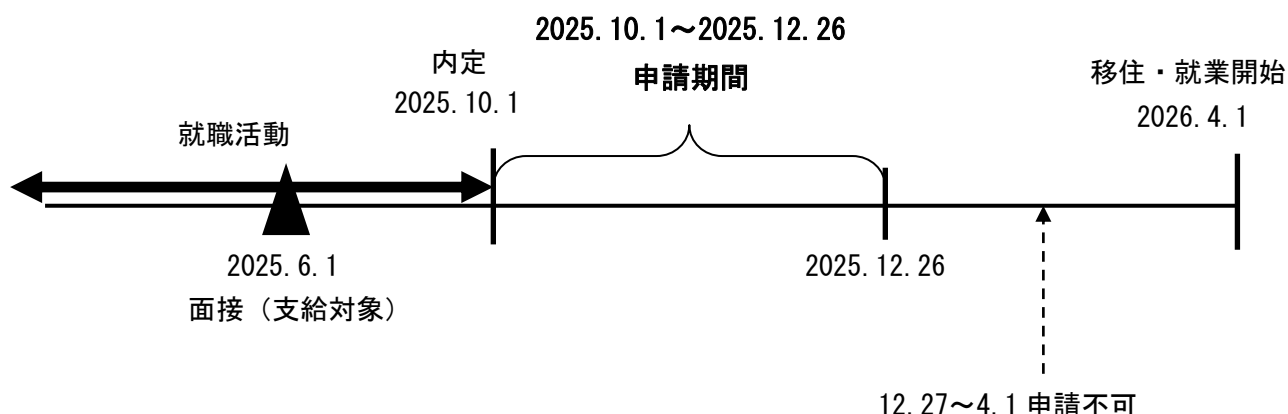
2025年12月26日（金）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口相談の上、申請してください。

【例1】

大学在学中に交通費を申請する場合

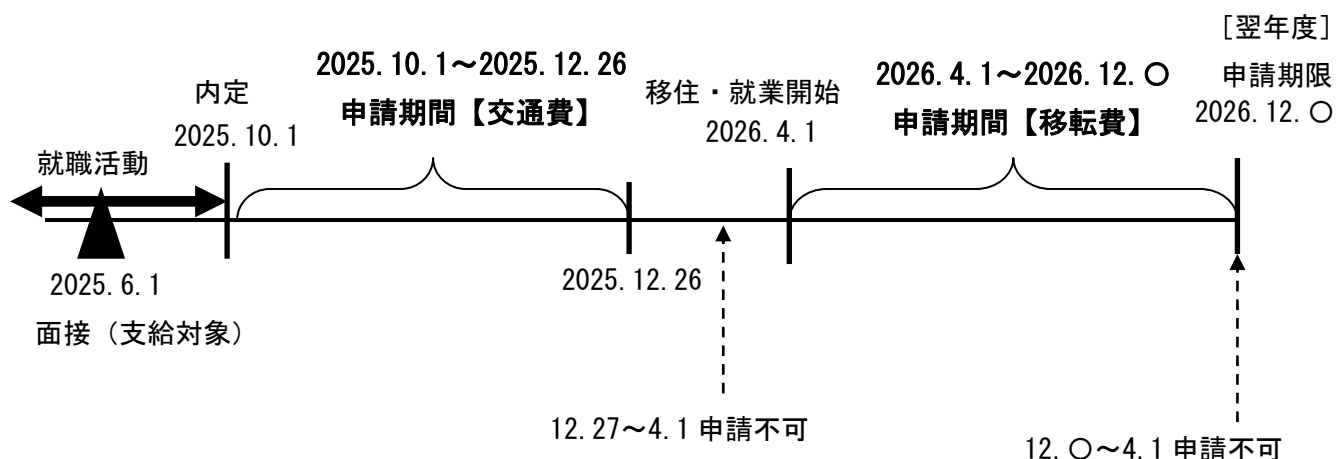
2025年6月1日に採用面接を受け、同年10月1日に対象企業から内定を得た場合



【例2】

大学在学中に交通費を、大学卒業後に移転費をそれぞれ申請する場合

2025年6月1日に採用面接を受け、同年10月1日に対象企業から内定を得た場合
(移住・就業開始日は2026年4月1日、2026年度の申請期限は12月〇日)



※【例2】は2026年度も同じ要件で本事業が実施されるものと仮定し、作成しております。

8 支援金支給後の確認

6の返還要件に該当しないことを確認するため、申請後、一定の期間内に受給者及び就業先は、届出内容についての変更の有無に係る報告をしてください。確認の結果、返還要件に該当する変更がある場合は、支援金の返還となる可能性がありますので注意してください。

<届出の内容について>

	受給者		就業先	
	定期	随時	定期	随時
届出時期	転入日、就業開始日又は支援金の申請日※のいずれか遅い日から起算して1年、2年、3年、4年及び5年まで（年1回）	田原市地方就職支援金支給申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったとき	受給者の就業日から起算して1年	内定証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったとき
届出内容	住所 勤務先（勤務地）	住所 勤務先（勤務地）	就業条件 勤務地（就業場所）	就業条件 勤務地（就業場所）
使用様式	田原市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】 （様式第18-1号）	田原市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】 （様式第18-1号）	田原市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】 （様式第18-2号）	田原市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】 （様式第18-2号）

9 問合せ先・申請書の提出先、提出方法

（1） 問合せ先・申請書の提出先

田原市役所 商工課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30-1

田原市役所北庁舎1階

電話番号 0531-27-7331

メールアドレス syoko@city.tahara.aichi.jp

（2） 提出方法

窓口へ直接提出又は郵送

※ FAXやE-Mailでの提出は不可